

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、
附則に次の 1 項を加える。

（令和 6 年度における学校給食費の額の特例）

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に実施する学校給食
に係る学校給食費の額に関する第 3 条の規定の適用については、同条第
2 項第 1 号中「315円」とあるのは「287円」と、同項第 2 号中「370
円」とあるのは「340円」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「附則
第 2 項の規定により読み替えられた前項」と、同条第 4 項中「前 2 項」
とあるのは「附則第 2 項の規定により読み替えられた前 2 項」とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。